

アゼルバイジャン
商標及び地理的表示に関する法律
原文(制定)日付：1998年6月12日
施行：1998年8月27日

目次

- 第 I 章 総則
 - 第 1 条 基本概念
 - 第 2 条 商標及び地理的表示に関するアゼルバイジャン共和国の法令
 - 第 3 条 商標及び地理的表示の法的保護
 - 第 4 条 商標として登録された標識
 - 第 5 条 商標登録の拒絶についての絶対的理由
 - 第 6 条 商標登録の拒絶についての他の理由
 - 第 7 条 周知商標に関する範疇
 - 第 8 条 地理的表示として登録された標識

- 第 II 章 商標及び地理的表示の登録
 - 第 9 条 商標及び地理的表示の登録出願
 - 第 10 条 商標の優先権
 - 第 11 条 商標及び地理的表示の出願の審査
 - 第 12 条 出願の取下
 - 第 13 条 予備審査
 - 第 14 条 商標及び地理的表示の審査
 - 第 15 条 出願に関する決定に対する異議申立
 - 第 16 条 期限を偶発条件とする権利の回復
 - 第 17 条 国家登録簿における商標及び地理的表示の登録
 - 第 18 条 登録の詳細事項の公告
 - 第 19 条 商標及び地理的表示に関する証明書
 - 第 20 条 登録に対する異議申立
 - 第 21 条 商標及び地理的表示の登録の存続期間
 - 第 22 条 登録簿及び証明書に対する修正
 - 第 23 条 反復登録の条件
 - 第 24 条 外国における商標及び地理的表示の登録

- 第 III 章 商標及び地理的表示の実施
 - 第 25 条 商標に対する排他権
 - 第 26 条 商標及び地理的表示の実施
 - 第 27 条 警告
 - 第 28 条 商標に対する権利の移転

- 第 IV 章 商標及び地理的表示の法的保護の終了
- 第 29 条 商標及び地理的表示の登録の無効
- 第 30 条 商標及び地理的表示の不使用の場合の登録取消
- 第 31 条 商標及び地理的表示の登録の取消

- 第 V 章 登録された標識の法的保護
- 第 32 条 登録された商標及び地理的表示についての権利の侵害
- 第 33 条 紛争審理
- 第 34 条 権利侵害に対する制裁

- 第 VI 章 最終規定
- 第 35 条 国家手数料の納付
- 第 36 条 外国法人及び自然人の権利
- 第 37 条 法律の侵害に対する責任

第 I 章 総則

第 1 条 基本概念

本法において使用される概念は、次の意味を有する。

商標— 何らかの標識又は標識の結合であって、図式的に表示することができて、また 1 企業家の商品及びサービスを他の企業家のそれらから識別できるもの

地理的表示— 国家の領域において又はその領域における地帯若しくは地方(地理的区
域)において原産する商品を特定する表示であって、当該商品の特別の品質、評判又は他
の必須の特徴を反映したもの

団体標章— 何らかの標識又は標識の結合であって、連合、協会、及び何らか他の連合の
名称に基づいて登録されたもの

翻字— 1 アルファベットの文字を他のアルファベットの文字と共にする表示

第 2 条 商標及び地理的表示に関するアゼルバイジャン共和国の法令

商標及び地理的表示に関するアゼルバイジャン共和国の法令は、アゼルバイジャン共和
国憲法、本法、及び他の法令、並びにアゼルバイジャン共和国が締約国である政府間協
定類からなる。

アゼルバイジャン共和国が締約国である国際条約が本法に定められた規則と異なる規則
を定めている場合は、当該国際条約の規定が優先する。

第 3 条 商標及び地理的表示の法的保護

商標及び地理的表示の法的保護は、本法により決定された規則に従い、また標識の国際
登録に従い、即ち、本法の規定及びアゼルバイジャン共和国が締約国である国際協定に
従い、所管官庁の登録を基礎として付与されるものとする。

アゼルバイジャン共和国において登録されていないがアゼルバイジャン共和国が締約国
である国際条約に基づいて有効な商標及び地理的表示は、本法に従う保護を有する。

第 4 条 商標として登録された標識

次の標識は、商標として登録することができる。

言葉、個人名称、文字、図形要素、商品又はそれらの包装の形状、色彩の組合せ、並び
に当該標識の何らかの組合せ

第 5 条 商標登録の拒絶についての絶対的理由

次の標識は、登録されないものとする。

- (a) 第 1 条第 2 段落及び第 4 条に定められた「商標」の概念を満たさない標識
- (b) それらの性質ゆえに、商標を構成することができない標識
- (c) 商品又はサービスの種類、品質、数量、意図する目的、価値又は他のそれらの特徴、
並びに商品の原産地及びそれらの生産時期を指定する標識
- (d) ぶどう酒及び蒸留酒についての商標であって、地理的表示を含み、この原産地を
有さない当該ぶどう酒又は蒸留酒に関するぶどう酒又は蒸留酒を特定するもの
- (e) 商品自体の性質から由来する形状、又は商品に対して実質的な価値を与える形状、

又は技術的成果を得るため必要な商品の形状

(f) 公共の秩序、善良の風俗及び倫理に反する表現であつて、人格、宗教的及び共和国の表徴の評判に対する損害を与えることがあり得る何らかの要素のものからなる標識

(g) アゼルバイジャン共和国において、又は善意かつ取引の確立した慣行により、常習的となっている標識又は表示から専らなる商標

(h) 特に商品又はサービスの性質、品質、又は原産地に関して消費者に誤認を与え易い商標

(i) 工業所有権の保護に関するパリ条約(以後パリ条約と呼ぶ。)第6条に基づく登録が不可能であるとみなされる商標

(j) 所管官庁の許可なしの報奨又は他の顕著な特徴

上記の標識が本法の発効前に登録されていた場合は、それらの登録は無効宣言を受けざるをえないものとする。

商標については、登録出願日前に、かつ、それについて行った使用後に、それが識別性を取得した場合は、第1部の小段落(b)、小段落(c)、小段落(d)に従い登録を拒絶されないか又は無効を宣言されないものとする。

本条第1段落小段落(h)に規定された標識からなる商標を使用することは禁止される。

第6条 商標登録の拒絶についての他の理由

標識について、それらが次のものと誤認を与える程度まで同一又は類似する場合は、商標として登録を受けることができない。

(a) 同一又は類似の商品又はサービスについて他人の名称によりアゼルバイジャン共和国において先に登録されたか又は登録出願された商標

(b) アゼルバイジャン共和国が締約国である国際条約によりアゼルバイジャン共和国の領域において先に保護されている商標

(c) 第7条に従いアゼルバイジャン共和国において保護されている周知商標

(d) それらが同一の商品又はサービスに関する商標の出願日前にアゼルバイジャン共和国におけるこれらの商号の使用権を取得した他人により所有され、かつ、官報により公告されていることを条件として、商号付きの標識

(e) 地理的表示が前記地理的表示を使用することを許可された者の名称で登録された商標に非保護要素として組み込まれている場合を除いて、アゼルバイジャン共和国において保護されている地理的表示

(f) 登録済み証明標章(訳注:原文では sign となっているが mark として訳)

次のものの複製を構成する標識は、商標又はその要素として登録されないものとする。

(a) 権利がアゼルバイジャン共和国において他人により所有されている意匠

(b) アゼルバイジャン共和国において既知である科学的、文学的又は芸術的著作物の表題、又は当該著作物からの登場人物、引用、又は断片の名称

(c) 既知の者について、それらの者の又はそれらの相続人の同意なしの家族名称、姓氏、筆名 及びその派生表現

相続人又は既知の者自身を欠く場合、及び当該指定がアゼルバイジャン共和国の歴史的かつ文化的遺産の一部を表現する場合は、所管官庁のみがそれらの登録を許可することができる。

次のものは、商標としての登録拒絶の理由を構成しないものとする。

(a) 出願人がこの商標の登録出願前に当該商標を使用しなかった場合

(b) 提供された商品又はサービスの性質

(c) 商標であって、その識別性を改変せず、かつ、原産国において登録された標識の独自性に影響を及ぼさない要素に関してのみ、原産国において保護されている標識から異なるもの

第7条 周知商標に関する範疇

周知商標は、パリ条約第6条に定められた範疇を満たすものの商標とする。

商標が周知であると決定するときは、所管官庁は次のことを考慮に入れるものとする。

— それについて標識が使用される商品又はサービスの潜在的利用者によるアゼルバイジャン共和国の領域における知識の範囲

— 標識が使用される商品又はサービスの流通経路及び商業分野

— アゼルバイジャン共和国及び国際市場における商標の使用に関連する商品の品質水準に関する消費者意見

— 商標について、根源的なものか又はその使用を通じて取得したか何れかによる識別性

— 標識の何らかの使用の領域範囲及び期間、特にそれが使用されている商品又はサービスに関連するフェア又は博覧会の過程での広告、ポスターの販売、展示を含む範囲、期間、領域、及び何らかの宣伝活動(キャンペーン)

— 当該標識がアゼルバイジャン共和国の領域及び外国の領域において使用されている場合は、市場システム中での商品又はサービスの場所

アゼルバイジャン共和国において登録された周知商標の保護については、当該商品又はサービスについての周知商標の使用が登録商標の所有者の権利を侵害することがある場合は、これを如何なる商品又はサービスにも及ぼすことができる。

第8条 地理的表示として登録された標識

標識であって、第1条により定められた地理的表示の概念を満たすものは、地理的表示として登録されるものとする。

地理的表示の法的保護は、その図解的又は図形的表示と、市、地帯、又は地域であってその名称が地理的表示を構成するものとの双方に、及ぶものとする。地域名称については、それが誤認され易い原産地又は虚偽の原産地を意味しない場合は、商品又はサービスの特徴的要素として、これを使用することができる。

地理的表示の使用は、地域において提供されるサービスの企業家用を意図したものである。

地理的區域の公式名称、その歴史的名称又はそれらからの何らかの派生名称は、地理的表示として構成することができる。

標識については、それが本条において所定の条件を満たさない場合は、それを地理的表示として登録されないものとする。

指定であって、アゼルバイジャン共和国における地理的區域を引用していない地理的區域の名称を表示するか又は含むものは、地理的表示として登録されないものとする。

原産国において保護されていない地理的表示は、アゼルバイジャン共和国において登録

することができない。

第 II 章 商標及び地理的表示の登録

第 9 条 商標及び地理的表示の登録出願

商標及び地理的表示の登録出願は、出願人により所管官庁に対して、提出しなければならない。

出願人は、次の規則により所管官庁に対して出願を提出することができる。

一 直接に提出する

一 所管官庁に登録された特許弁護士を通じて行動する

外国の法人又は自然人は、アゼルバイジャン共和国が締約国である政府間条約に他の規定が定められている場合はアゼルバイジャン共和国における企業家活動に従事している者を除いて、特許弁護士を通じてのみ、所管官庁に対して出願を提出しなければならない。

出願は、願書及びそれに添付した所要の書類を含み、1 件の商標又は地理的表示のみに関係しなければならない。

商標登録を求める願書は、次のものを含まなければならない。

一 出願人の名称、その者の本店又は住居、署名(当該出願が特許弁護士を通じて提出される場合は、当該特許弁護士の名称、姓氏、宛先及び署名)

一 クレームする標識又は立体形状の複製

一 標識の登録を求める商品又はサービスであって、商品及びサービスのニース分類のクラスに従い分類されたものの一覧

一 商標の色彩

一 商標及びその明確な部分の翻字及び翻訳文

地理的表示の登録を求める願書は、次のものを含まなければならない。

一 登録を求める願書

一 出願人の名称、その者の本店又は住居、署名(当該出願が特許弁護士を通じて提出される場合は、当該特許弁護士の名称、姓氏、宛先及び署名)

一 クレームする地理的表示の複製

一 地理的表示を求める商品又はサービスの指定

一 製品が製造され又はサービスが提供される地理的領域の境界

一 商品の本質的特徴の説明

登録を求める願書には、次のものを添付しなければならない。

一 国家手数料の納付を確認する書類

一 出願が特許弁護士を通じて提出される場合は、当該特許弁護士の受任を証明する書類

一 団体標章の規約であって、当該団体標章をその名称で登録した委任済み協会の名称、当該団体標章の使用が委任された協会の全構成員の名称、定性的又はその共通の特徴を明記した使用を意図する団体標章に関する商品又はサービスの一覧

一 必要な場合は、第 10 条に従う商標の優先権を確認する書類

一 出願人の規定された地理的領域における場所、評判、商品の生産又はサービスの提供であって、それらの特色がその地理的場所の結果であるものに関する所管官庁の書類及び参考要素

一 商品の原産国においてクレームされた地理的表示における外国出願人の権利を認証

する書類

本条第7部において規定された書類は、当該願書の出願日から2月以内に所管官庁に対して提出しなければならない。

商標及び地理的表示の登録を求める願書は、出願人の希望通りその者単独で又はその者の委任済み代理人により署名されなければならない。

商標及び地理的表示の登録を求める願書は、アゼルバイジャン語により提出しなければならない。

当該出願に添付する他の書類は、アゼルバイジャン語又は他の言語によっても提出することができる。他の言語により提出された出願要素の翻訳文は、書類の提出日後1月以内にアゼルバイジャン語へのものを提出すべきである。

出願人が所定の期限内に本条第7部及び第11部という書類を所管官庁に対して提出しなかったか又は前記期限の延長についてそれに対する合理的な理由を記載した申請を提出しなかった場合は、当該出願は提出されなかったものとみなす。追加の国家手数料の納付後、制定済み期間は2月まで延長されることができる。

本条第5部及び第6部において定められた要件に適合する請求の所管官庁に対する請求の提出日は、出願日であるとみなす。

所管官庁は出願のファイルに関する規則を決定する。

第10条 商標の優先権

商標の優先権は、第9条において定められた条件に対応する出願の所管官庁による受領日により決定されるものとする。

商標の優先権は、パリ条約の締約国における最初の出願の出願日により決定することができる(条約優先権)。この場合は、当該出願は前記日後6月以内に所管官庁に対して提出すべきである。

パリ条約の締約国の1国の領域において開催された公式の国際博覧会において展示された製品に貼付された商標の優先権は、当該製品が前記博覧会において最初に公衆に展示された日により決定することができる(博覧会優先権.)。この場合は、商標出願は同日から6月以前に所管官庁に対して提出すべきである。

博覧会優先権は、条約優先権の期間を延長しないものとする。

条約優先権又は博覧会優先権の何れかの享受を希望する出願人は、登録出願時に又は所管官庁による当該出願の受領日後3月以内に、その旨を宣言しなければならない。

第11条 商標及び地理的表示の出願の審査

商標及び地理的表示の出願の予備審査及び審査は、本法及びそれを基礎として所管官庁により制定された規則の規定に従い実行されるものとする。

出願の審査中に、かつ、それに関して決定が下される前に、出願人は自己自身の発議で所定の国家手数料の納付、補遺の導入、出願書類の訂正を行うことができる。

追加要素がクレームされた標識の実質を修正したか又は出願において明記された商品の一覧に同一でない商品を組み入れた場合は、それらは考慮されず、出願人はそれらを別の出願として提出することができる。

出願は、出願人により又はその者の請求で、当初出願において明記された商品又はサー

ビスをそれらの中に分配する方法により複数の分割出願に分割することができる。分割出願は当初出願の出願日及びそこでクレームされた商標の優先権を留保する。審査中に所管官庁は審査に必要な追加要素を出願人に要求することができる。審査についての要求に従い、追加要素は要求の入手後 2 月以内に提出することができる。その期間は、追加の国家手数料の納付を条件として、出願人の申請により 2 月延長することができる。当該申請を基礎として、かつ、国家手数料が納付された場合は、当該期間は 2 月間延長することができる。出願人が所定の期限を遵守しないか又は審査官の要求に応答しない場合は、当該出願は取り下げられたものとみなし、かつ、当該出願人はその旨通知されるものとする。

第 12 条 出願の取下

商標又は地理的表示の登録を求める出願は、その審査中は何時でも出願人の請求により取り下げることができる。

団体標章の登録を求める出願は、当該団体標章を使用することを委任されている協会の全構成員の同意を得た場合にのみ、取り下げることができる。

第 13 条 予備審査

商標又は地理的表示の登録を求める出願の予備審査は、第 9 条に従う願書に添付された書類の受領日後 1 月以内に実行されるものとする。

商標又は地理的表示の登録を求める出願の予備審査は、出願の内容、必要書類の存在、及びそれらの所定の条件との適合性を確認するため実行されるものとする。予備審査の判定に応じて、出願人は当該出願が受理されたか否か又は拒絶されたか否かを通知されるものとする。

商標又は地理的表示の登録を求める出願が受理された場合は、出願人は同時に、その者が当該出願の受理された日までにその者の主張の有効性を実証する必要書類を提出することなく条約優先権又は博覧会優先権を主張した場合を除いて、当該商標の優先権について通知されるものとする。

第 14 条 商標及び地理的表示の審査

商標の審査は、予備審査の完了から 6 月以内に実行されなければならない。当該審査は、クレームされた標識と第 1 条第 2 段落において定められた用語「商標」との適合性及び第 4 条、第 5 条及び第 6 条において所定の条件について確認し、かつ、その優先日を決定するため、実行されるものとする。

クレームされた地理的表示の審査は、その第 1 条第 3 段落において定められた用語「地理的表示」との適合性及び第 8 条において所定の条件について確認するため実行されるものとする。

当該審査の結果に従い、十分根拠を有する決定が商標又は地理的表示の登録又は登録の拒絶に関して行われなければならない

審査結果を基礎として下された決定は、その日から 10 日以内に出願人に対して通知されるものとする。出願人は審査官の決定において明記された要素を閲覧する権利を有する。出願人は当該決定の受領日後 1 月以内に前記要素の写しを請求することができる。

審査官により下された商標登録に関する決定は、第 10 条に従い再審査することができる。出願人が商標又は地理的表示の登録についての通知を受領した場合は、その者は当該通知の受領日後 2 月以内に当該登録及び登録詳細事項の公告並びに証明書交付についての国家手数料を納付しなければならない。

第 9 条に従い行われた出願の審査については、出願人の請求を基礎として、かつ、所定の国家手数料の納付により、これを実行することができる。

第 15 条 出願に関する決定に対する異議申立

出願人が商標又は地理的表示の出願に関する審査により下された決定に不同意の場合は、当該決定の受領日後 3 月以内にその者は所管官庁の審判委員会に対して、所定の国家手数料の納付を条件として、審判請求することができる。

審判請求は審判委員会によるその受領日から 2 月以内に審理されるものとする。

出願人又は特許弁護士は、その者の出願に関連する審判委員会の手続に参加する権利を有し、かつ、審査官の決定において引用された全書類を知る権利を有する。

出願人は審判委員会の決定の受領日後 3 月以内に前記決定に対して裁判所に上訴することができる。

第 16 条 期限を偶発条件とする権利の回復

出願人が第 15 条第 1 部に規定された審判委員会に対する審判請求提出の期限を尊重しない場合において、この目的を達成するため当該出願人の請求により前記期限の満了日後 6 月以内に提出したときでも、その者の権利を回復することができる。

第 17 条 国家登録簿における商標及び地理的表示の登録

審査官の決定を基礎として、又は異議申立に関する審判委員会の有利な決定の場合は、かつ、第 14 条第 6 部に従い、所管官庁はその 1 月以内に商標及び地理的表示の国家登録簿(以後登録簿と呼ぶ。)に夫々登録されるものとする。

次の要素は登録簿に登録されるか又は記録されるものとする。商標の複製、商標所有者に関する詳細事項、商標の優先日、その登録日、ニース(協定)分類のクラスを基礎として登録された商標についての商品又はサービスの分類された一覧

登録簿は、商標の登録、登録期間の更新又は取消、及びその後の何らかの修正に関する詳細事項を含むものとする。団体標章が登録されるときは、当該団体標章の使用を委任された使用者に関する情報も登録簿に加えるものとする。

登録簿は、地理的表示の複製、地理的表示の使用権を有する使用者に関する詳細事項、製品の特定特異性の説明、その登録日及び登録期間の更新、並びに前記詳細事項のその後の何らかの修正を含むものとする。

所管官庁は、国家手数料が納付されて後、登録簿に含まれた記録の写しを交付する。

所管官庁は、国家登録簿の運用規則を決定する。

第 18 条 登録の詳細事項の公告

第 17 条に従い登録簿に記録されている詳細事項は、所管官庁により官報により公告されるものとする。

登録された団体標章に関する詳細事項の公告中に、更に当該標章が登録されている製品の共通の定性的又は他の特徴を規定する当該団体標章規約からの抄本は、官報により公告されるものとする。

第 19 条 商標及び地理的表示に関する証明書

商標及び地理的表示の登録証明書は、所管官庁により交付され、アゼルバイジャン共和国の領域において有効とする。

当該証明書は、クレームされた標識が商標として登録されたこと、その優先日、当該証明書において参照された商品又はサービスについての登録商標を使用する所有者の排他権を証明し、かつ、登録された標識の複製を含むものとする。団体標章の登録証明書は、更に、当該団体標章の使用を委任された使用者(当該協会の全構成員)についての詳細事項を含むものとする。

地理的表示を使用する権利を付与する証明書は、クレームされた標識が地理的表示として登録されていること及び当該証明書において参照された製品又はサービスについてのそれを使用する所有者の権利を証明するものとする。

地理的表示の登録証明書は、登録された地理的表示を使用する排他権を証明しないものとする。地理的表示の証明書の所有者は、許可なしでの使用を禁止する権利を有するものとする。

商標及び地理的表示の証明書は、それらの登録簿への登録日後 1 月以内に所管官庁により交付されるものとする。

所管官庁は商標及び地理的表示の証明書の様式を決定する。

第 20 条 登録に対する異議申立

国家手数料を納付することにより、何人も登録された商標及び地理的表示の詳細事項の公告日から 3 月以内に、それらの登録に対して審判委員会に実証性のある異議申立書を提出する権利を有する。

所管官庁は、商標の所有者又は地理的表示を使用する権利を取得した者に対して、当該異議申立について当該異議申立の受領日から 10 日以内に通知しなければならない。それらの者は、当該通知後 1 月以内に所管官庁に対して理由を付した応答を提出することができる。

審判委員会は、2 月以内に、本条第 1 部に従い提出された異議申立を審理する。異議申立の論拠が正当化されると認められる場合は、商標又は地理的表示の登録は取消され、取消の通知が官報により公告されるものとする。

審判委員会の決定に関する通知は、10 日以内に全利害関係人に対して送付されなければならない。

審判委員会の決定は、当該通知日から 3 月以内に裁判所に対して、上訴することができる。

第 21 条 商標及び地理的表示の登録の存続期間

商標及び地理的表示の登録の存続期間は、所管官庁が登録出願を受領した日から 10 年かかるものとする。当該登録の存続期間は、標識の所有者の申請により、所定の国家手

手数料の納付を条件として更に10年間毎に更新することができる。

登録の存続期間の満了後に、商標の所有者又は地理的表示の証明書所有者は、追加の国家手数料の納付を条件として、延長のため6月の延長を付与されることができる。

登録期間の延長に関する情報は、当該登録簿及び証明書に記載され、かつ、官報により公告されるものとする。

第22条 登録簿及び証明書に対する修正

商標、団体標章及び地理的表示の証明書所有者は、それらの登録の詳細事項に対する如何なる修正についても所管官庁に対して通知しなければならない。

如何なる修正も国家手数料の納付により当該登録簿及び証明書に記載されるものとする。

第23条 反復登録の条件

団体標章は、その以前の所有者又は権原承継人からは別の他人の名称により、その登録の有効期間の満了後3年以内には登録することができない。この規則はまた、当該登録の所有者が登録の有効期間の満了前に当該団体標章を拒絶する場合にも、適用される。

第24条 外国における商標及び地理的表示の登録

アゼルバイジャン共和国の如何なる法人又は自然人も外国において商標又は地理的表示を登録し、又は所定の規則によりそれらの国際登録を実行する権利を有する。

商標の国際登録を求める出願は、所管官庁を通じて提出されなければならない。

地理的表示の登録を求める出願の外国における提出は、アゼルバイジャン共和国の領域におけるその登録及び使用する権利の取得後に行わなければならない。

第 III 章 商標及び地理的表示の実施

第 25 条 商標に対する排他権

商標の所有者は、その有効期間中アゼルバイジャン共和国の領域において、それを使用し、その他処分する権利を有するものとする。

この商標所有者の同意なしで同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の商標の使用は、禁止される。この規定は、消費者に対して誤認を与え易い同一又は類似の商標の使用にもまた適用される。

周知商標の商品及びサービスと混同を生じ易いそれら商品又はサービスに関する同一又は類似の商標の使用は、周知商標の所有者の利益を侵害するものとみなす。

周知である商標の所有者は、当該周知商標について、当該周知商標の商品及びサービスと同一か又は類似する商品及びサービスに使用された商標との混同を生じ易い複製、模倣、及び翻訳を構成する商標の禁止を要求する権利を有するが、周知である登録された商標の所有者は、混同を生じ易く、当該周知商標が登録されているものと類似しない商品及びサービスに使用された商標の使用を禁止する権利を有する。

当該排他権は、商標として独立して登録することができない商標の要素には及ばないものとする。

第 26 条 商標及び地理的表示の実施

商品、その包装に関して及び提供されたサービスに関連した商標及び地理的表示の使用は、実施を構成するものとみなす。広告、印刷刊行物、標識に関する使用、並びにアゼルバイジャン共和国において開催されるフェア及び博覧会における商品の展示に関連してのそれらの使用、当該商品の販売に関する添付又はその他の書類における使用は、それらの実施を構成するものとみなす。

商品を使用する前記目的の何れかについて製造、貯蔵、販売、輸出、又は輸入もまた標識の実施を構成するものとみなす。

販売のための申出、製品の売却、又はサービスの提供は、登録商標の実施を確認するものである。

他人は商標の所有者との契約を基礎として当該商標を使用することができる。

仲介活動に従事する法人又は自然人は、商品の製造者又はそれらの者の中で締結した契約を基礎としてサービス提供する者の商標と共に、それらの者自身の商標を使用する権利を有する。

団体標章の所有者は、団体標章に加えて、商品又はサービスについてそれら自身の商標を使用することができる。

第 27 条 警告

商標又は地理的表示の所有者は、商標又は地理的表示がアゼルバイジャン共和国において登録済みである旨の事実の通告を与える警告を付記することができる。

第 28 条 商標に対する権利の移転

商標の所有者は商標を実施する権利をライセンス契約に基づいて第三者に対して譲渡す

ることができ、また契約を基礎としてこの商標との関係を付した商品及びサービスの全部又は一部の何れかについて、商標に関する権利を他人に対して譲渡することができる。これらの契約は、所定の国家手数料の納付を条件として、所管官庁により登録されるものとし、それについて官報により詳細事項の公告後、他人の違法行為に対して使用されるものとする。

譲渡はまた、商標登録を求める出願にも引用することができる。新所有者の権利はその場合は出願の出願日から効力を有する。商標の譲渡は、その効力がその製品、サービス及び製造者に関して消費者に誤認を与え易い場合は、許されないものとする。

団体標章は、連合、協会、及び何らか他の連合の名称に基づいて登録することができ、団体標章における権利の譲渡又は移転はその各構成員の同意によってのみ行うことができる。

ライセンス契約は、書類であってそれに基づいて商標の所有者(ライセンス許諾者)は、当該商標を実施する権利を他人(実施権者)に対して許諾することができる。ライセンス契約は、登録商標に対してのみ適用することができ、商標が登録されているものに関するそれら商品又はサービスについてのみ効力を有するものとする。

ライセンス契約は、実施権者の商品又はサービスの品質はライセンス許諾者の商品又はサービスのそれに劣らない旨の条項を含むものとし、前記条項の遵守はライセンス許諾者により保証されるものとする。

商品及びサービスの品質に関する書類は、ライセンス契約に封入されなければならない。登録されたライセンス契約は、当事者間の相互合意により、かつ、その者が所定の国家手数料を納付することを条件として、修正することができる。

登録されたライセンス契約は、法令により所定の規則により、取消することができる。

強制方法により商標に関してライセンス契約を締結することは禁止される。

地理的表示を使用する権利の所有者は、当該権利を譲渡することができず、またライセンス契約に基づく地理的表示を使用する権利を移転させることもできない。

第 IV 章 商標及び地理的表示の法的保護の終了

第 29 条 商標及び地理的表示の登録の無効

商標及び地理的表示の登録については、それが第 1 条に規定された商標及び地理的表示の条件に適合しなくなった場合、又はそれが第 5 条において定められた理由の侵害を以って登録されていた場合は、全部又は一部の何れでも、その有効期間中は何時でも無効とすることができる。ただし、第 6 条第 1 部及び第 2 部において規定された条件に基づいて登録されていた場合は、官報による前記登録の詳細事項の公告日後 5 年中は何時でも無効となるものとする。

如何なる利害関係人も、前記期間内にその登録に対する異議申立を審判委員会に提出することができる。当該異議申立はその受領日後 2 月以内に審理されるものとする。異議を申し立てた者並びに登録された商標及び地理的表示の所有者は、その審理に参加する権利を有する。

審判委員会の決定は、その日から 3 月以内に裁判所に対して上訴することができる。

第 30 条 商標及び地理的表示の不使用の場合の登録取消

商標及び地理的表示の登録については、それらがアゼルバイジャン共和国国内においてこれらの登録後に連続 5 年間又は請求の提出前に連続 5 年間使用されていなかった場合は、利害関係人の請求により所管官庁の審判委員会により取消することができる。

当該請求は、国家手数料の納付を条件として、その受領日後 2 月以内に審理されるものとする。標識の所有者は当該請求についてその受領日後 2 週間以内に通知されるものとする。

利害関係人、商標の所有者又はその者の実施権者、地理的表示の証明書所有者は、当該請求の審理に参加する権利を有する。

不使用のため、登録された商標及び地理的表示の早期取消が決定されたときは、当該不使用がその者の支配を超える状況によるものであった旨の当該所有者により提供された証拠について適正な考慮を払うことができる。

審判委員会の決定は、その日から 3 月以内に裁判所命令を求めて上訴することができる。団体標章が定性的及び他の共通の特徴を欠く商品又はサービスについて使用された場合は、何らかの利害関係の法人又は自然人の請求により下された判決を基礎として定められた時期前に、その登録は全部又は一部の何れかについて取消することができる。

当該登録の取消に関する情報は、官報により公告されるものとする。

第 31 条 商標及び地理的表示の登録の取消

商標及び地理的表示の登録は、次の場合には、所管官庁により取消されるものとする。

- 第 21 条において規定された有効期間の満了に関連する場合
- 証明書の所有者が登録を放棄した場合
- 第 29 条に基づく登録の無効に関する場合
- 第 30 条に従い採択された決定を基礎とする場合
- 製品及び提供されたサービスが地理的表示に関連するその格別の特性を失った場合
- 原産国において地理的表示の法的保護の終了に関する場合

当該商品についての表示の使用が当該商品の真の原産地に関して顧客に誤認を与え易い性質のものである場合において、当該標識が一定の領域において原産しない商品に使用された地理的表示から構成されているときは、当該登録は拒絶されるか又は取消されるものとする。

登録の取消に関する情報は、官報により公告されるものとする。

第 V 章 登録された標識の法的保護

第 32 条 登録された商標及び地理的表示についての権利の侵害

第 25 条及び第 26 条に基づいて、その所有者の同意なしの商標の使用は、登録された商標に対する権利の侵害であるものとみなす。

ぶどう酒及び蒸留酒に関する地理的表示を含む商標についてその所有者の同意なしの使用は、登録された商標についての権利の侵害であるものとみなす。

ぶどう酒又は蒸留酒を指定する地理的表示により又はそれを含む構成されるぶどう酒及び蒸留酒についての商標の登録は、当該ぶどう酒又は蒸留酒が原産地の呼称と無関係なものである場合は、利害関係当事者の請求により、拒絶されるか又は取消されるものとする。

出所の表示が翻訳様式又は例えば「種類」、「タイプ」、[模倣]、又は類似のものを添えて使用されていた場合に登録された地理的表示の証明書なしの者による使用、並びに地理的原産地及び当該製品の格別の特性に関して消費者に誤認を与え易い同タイプの(ぶどう酒及び蒸留酒を含む)製品についての類似の使用は、当該証明書の登録された所有者に対して付与された権利の侵害を構成するものとみなす。

登録された商標及び地理的表示の使用に関しては、次の事項は禁止されるものとする。

- 商品、提供されたサービス、又は企業家活動との混同を生じる程の性質の全行為
- 商品、提供されたサービス又は商業的企業家活動の信用を汚す程の性質の業としての虚偽主張
- 表示であって、業として、商品についての性質、特色、それらの目的との適性、又は品質に関して公衆に誤認を与え易いもの

第 33 条 紛争審理

本法の施行から発生する次の紛争は、アゼルバイジャン共和国の法令において定められた手続に従い裁判所において解決されるものとする。

- 商標及び地理的表示についての登録証明書の交付
- 商標における排他権の侵害
- 商標及び地理的表示の効力の早期終了又は登録の無効
- 商標のライセンス契約及び譲渡契約の締結並びに履行
- 地理的表示の違法使用

商品の製造及び提供されたサービスに関しては、商標所有者の不開示情報は、裁判所における紛争審理中は、(秘密)保持される。

第 34 条 権利侵害に対する制裁

商標及び地理的表示を完全に又は一部の何れかで違法に使用する何人も、当該違法使用を中止し、かつ、生じた損害を当該商標の所有者に補償しなければならない。

登録された標識の違法使用が裁判所手続において審理されるときは、裁判所は前記使用を中止すること及び被った損害を補償すべきこと、また違法に使用された標識、その製造に予定された手段及び設備並びに(違法に使用された標識が当該商品から取り去ることができない場合は)模造商品を棄滅すべきことを決定することができる。

アゼルバイジャン共和国において登録されていない商標及び地理的表示に沿い、留保された権利の通知を展示する何人も、アゼルバイジャン共和国の法令において規定された制裁に 処せられるものとする。

商標及び地理的表示を違法に付した全商品は、通過中の商品を除いて、アゼルバイジャン共和国への輸入時に、差し押さえられるものとし、差押は、公訴官、裁判所、所管官庁、又は何らかの利害関係当事者の要求により、アゼルバイジャン共和国の法令に従い行われるものとする。差押は、商品の原産地又は企業家の身元に関する虚偽表示の直接的又は間接的使用の場合は、アゼルバイジャン共和国の法令に従い命令されるものとする。

当該商標の所有者又はその者の実施権者は、税関に対して、アゼルバイジャン共和国の国境を越えて通過中にその者の標識を違法に付した商品を留置するよう、かつ、荷送人の名称及び侵害商品の数量を開示するよう実証性のある請求を提出する権利を有する。

当該商品留置の請求人は、侵害品差押の裁判所命令書又は裁判手続開始の証拠、及び貯蔵費用をカバーする金銭的保証を提供しなかった場合は、当該商品は 15 日を超えない期間のみ留置することができる。

正当でない差押の結果として、通過中の商品の所有者が損害を被った場合は、有罪当事者はその者に対して相応額の補償を支払わなければならない。

商品の品質が原商品より劣らないときは、商標又は地理的表示を違法に使用した者は、アゼルバイジャン共和国の法令に基づいて責任を負うものとする。

第 VI 章 最終規定

第 35 条 国家手数料の納付

商標及び地理的表示の登録，適切な証明書¹の交付，及び他の法的行為の実行のため，ゼ
ルバイジャン共和国の法令により規定された規則による国家手数料を納付しなければな
らない。

第 36 条 外国法人及び自然人の権利

外国の法人及び自然人は，商標及び地理的表示の権利については，アゼルバイジャン共
和国が締約国である国際条約に別段の規定がない限り，アゼルバイジャン共和国の法人
及び自然人と同様に商標及び地理的表示に関する権利を享受する。

第 37 条 法律の侵害に対する責任

本法を侵害する法人及び自然人は，アゼルバイジャン共和国の法令に基づく責任を負う。